

議案第8号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下

「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的等)</p> <p>第1条 この条例は、<u>放置自動車</u>に対する措置について必要な事項を定め、<u>放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、県有地等の機能を速やかに回復するとともに、地域の美観の保持及び安全で快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 <u>県有地等の管理上の支障の除去、生活環境の保全上の支障の除去等放置自動車に対して講ずることのできる措置について、他の法令に定めがある場合は、その定めるところによる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県有地等に放置されている自動車</u>に対する措置について必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p>

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 使用済自動車 使用済自動車の再資源化等に関する法律
(平成14年法律第87号) 第2条第2項に規定する使用済自動車
をいう。

(7) 引取業者 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条
第11項に規定する引取業者をいう。

(調査等)

第4条 略

2 略

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 廃物 放置自動車が自動車としての本来の用に供すること
が困難な状態にあり、かつ、不要物として認められるものをい
う。

(調査等)

第4条 略

2 略

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置

自動車の車内の調査をすることができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア 自動車登録番号標が取り外されていること。

イ 自動車登録番号標の表示内容が読みとれないこと。

ウ 道路運送車両法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、同法第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

4及び5 略

自動車の車内の調査をすることができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

4及び5 略

6 第1項の警告書については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第3条の規定は、適用しない。

(放置自動車の引渡し)

第7条 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すことができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 自動車登録番号標が取り外されていること。

イ 自動車登録番号標の表示内容が読みとれないこと。

ウ 道路運送車両法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、同法第15条の2第1項の規定による輸出抹消

(廃物認定)

第7条 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を廃物と認定することができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあつては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

仮登録又は同法第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

2 知事は、前項の規定により放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

3 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、県有地等の利用上若しくは管理上の支障又は生活環境の保全上の支障が生じているとき（第1項の規定により放置自動車を引取業者に引き渡した場合を除く。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 警告書をはり付けた日

(2) 放置されている場所（第5条第1項の規定により保管している場合にあつては、放置されていた場所及び保管している場所）

(3) 車名、塗色又は自動車登録番号

(2)及び(3) 略

2 知事は、前項の規定により放置自動車を廃物として認定するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

(4) 放置自動車内に放置されている物件に係る表示

(5) 告示後の取扱い

(6) その他規則で定める事項

4 知事は、前項の規定により告示をした日の翌日から起算して3月を経過した日以後において、当該放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すことができる。

(処分)

第8条 知事は、前条第1項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。この場合において、当該放置自動車内に放置されている物件（以下「放置物件」という。）があるときは、遺失物に該当するものを除き、当該放置自動車の処分に併せて当該放置物件の処分を行うことができる。

2 知事は、前条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車の所有者等が判明しない場合において、第4条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、県有地等の利用上又は管理上の支障が生じているときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示

(費用の請求)

第8条 知事は、第5条第1項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合又は前条の規定による引渡しを行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等

するものとする。

- (1) 警告書をはり付けた日
- (2) 放置されている場所（第5条第1項の規定により保管している場合にあつては、放置されていた場所及び保管している場所）
- (3) 車名、塗色又は自動車登録番号
- (4) 放置物件に係る表示
- (5) 告示後の取扱い
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、前項の規定により告示をした日の翌日から起算して6月を経過した日以後において、当該放置自動車を処分することができる。この場合において、放置物件があるときは、遺失物に該当するものを除き、当該放置自動車の処分に併せて当該放置物件の処分を行うことができる。

(費用の請求)

第9条 知事は、第5条第1項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合又は前条の規定による処分を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対

に対し、その移動、保管及び引渡しに要した費用を請求することができる。

(規則への委任)

第9条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

し、その移動、保管及び処分に要した費用を請求することができる。

(規則への委任)

第10条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例第8条第2項の規定に基づく告示がされ、当該告示がされた日の翌日から起算して6月を経過していない放置自動車については、改正後の鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例第7条第4項中「3月」とあるのは、「6月」と読み替えて同項の規定を適用する。